

平成30年度以降の国保財政の姿

(下線は国保改革による変更点)

市町が個別負担する旧制度分の返還及び追加交付あり
(30年度から2年間の経過措置)

市町村への地方財政措置: 1,000億円

特別高額医療費共同事業

- 著しく高額な医療費(1件420万円超)について、都道府県からの拠出金を財源に全国で費用負担を調整。国は予算の範囲内で一部を負担。
- ※ 平成30年度以降、数十億円程度増額

高額医療費負担金

- 高額な医療費(1件80万円超)の発生による国保財政の急激な影響の緩和を図るため、国と都道府県が高額医療費の1/4ずつを負担

保険者努力支援制度

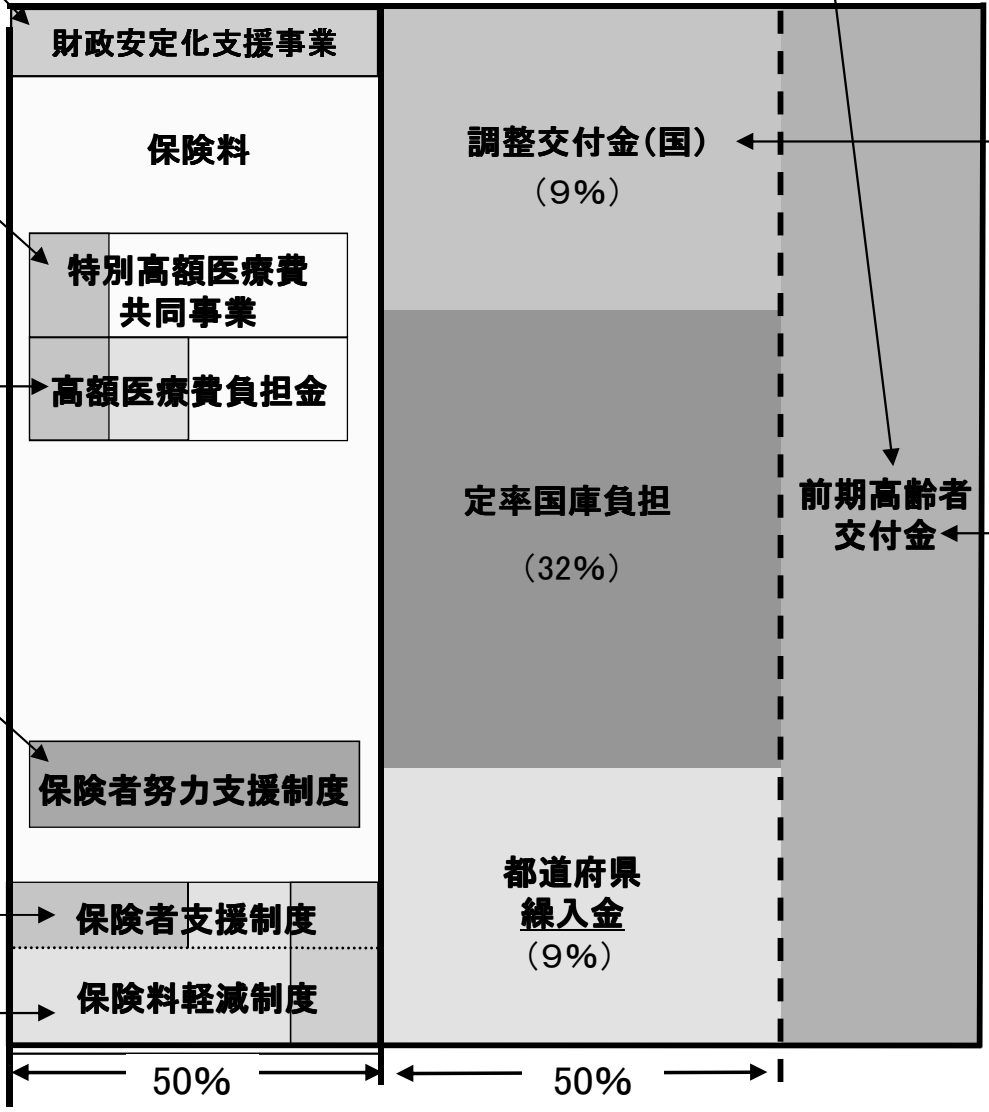
- 都道府県・市町村の医療費適正化、予防・健康づくり等の取組状況に応じ支援。事業規模: 800億円程度

保険者支援制度

- 低所得者数に応じ、保険料額の一定割合を公費で支援
(国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4)

保険料軽減制度

- 低所得者の保険料軽減分を公費で支援。
(都道府県 3/4、市町村 1/4)



調整交付金(国)

- **普通調整交付金(7%)**
都道府県間の財政力の不均衡等(医療費、所得水準)を調整するために交付。
- **特別調整交付金(2%)**
画一的な測定方法によって、措置できない都道府県・市町村の特別の事情(災害等)を考慮して交付。
※ 平成30年度以降、800億円程度について、実質的増額。

前期高齢者交付金

- 国保・被用者保険の65歳から74歳の前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を、各保険者の加入者数に応じて調整。(市町村単位→都道府県単位の交付に)

【財政安定化基金】

- **貸付・交付分(2,000億円)**
給付増や保険料収納不足により財源不足になった場合に備え、都道府県に基金を設置し、都道府県・市町村に対して貸付・交付を行う。
- **激変緩和分(300億円)**
平成35年度までの間、新制度の円滑な施行に必要な資金として活用可能。